

# 長野県地域密着型サービス評価事業実施細則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この細則は、長野県地域密着型サービス評価事業実施要領（以下「要領」という。）第3章の規定に基づき、指定認知症対応型共同生活介護事業者（介護予防事業者を含む。以下「事業者」という。）が外部評価を受審するために必要な事項、（長野県（以下「県」という。）が認証する地域密着型サービス外部評価機関（以下「評価機関」という。）に係る事項、県が実施する地域密着型サービス外部評価調査者養成等研修に係る事項及び県が管理する地域密着型サービス外部評価調査者名簿に係る事項）を定めるものとする。

なお、この細則に定めのない事項は、長野県福祉サービス第三者評価に係る要領等を参考するものとする。

## 第2章 地域密着型サービス外部評価機関

### (認証)

第2条 県は、評価機関の認証を受けようとする法人がある場合は、次条に規定する認証基準に基づく審査を行い、その要件を全て満たしている場合に認証する。

2 前項の認証の有効期間は3年間とする。

### (評価機関の認証基準)

第3条 評価機関の認証基準は、次に掲げる各号とする。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 地域密着型サービス（指定認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む。）に限る。以下同じ。）を自ら提供していないこと。
- (3) 第4条の要件を満たす地域密着型サービス外部評価調査者（以下「評価調査者」という。）を、3人以上所属させていること。また、その評価調査者は、次に掲げる者をもって構成すること。
  - ア 組織運営管理業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者
  - イ 福祉・医療・保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者
- (4) 地域密着型サービス事業者及びそれを経営する者が、当該評価機関を構成する会員等のうち半数を超えている場合には、原則として会員等になっている事業者の評価は実施しないこと。ただし、第5条の要件を満たす評価審査委員会を設置し、評価結果

について、あらかじめ同委員会の承認を得る場合には、この限りではない。

- (5) 評価機関の代表者や理事、役員又はこれら以外で雇用関係にある者が関係する事業者の評価を行わないこと。
- (6) 評価機関が評価業務以外の業務を通じて関係する事業者の評価を行わないこと。
- (7) 評価結果について、独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉保健医療情報ネットワークシステム（WAM NET）に掲載して公表すること。
- (8) 次に掲げる規程等を定め、それらに基づいて適切に業務が行われる体制となっていること。
  - ア 外部評価の実施に関し、評価を受けようとする事業者との間で締結する契約書
  - イ 地域密着型サービス外部評価調査者一覧
  - ウ 倫理規定（守秘義務に関する規定を含む。）
  - エ 料金表
  - オ 評価に関する異議や苦情の申立窓口及び責任者の設置規定
  - カ 第4号に規定する委員会を設置する場合は、同委員会の委員一覧（委員の氏名、身分又は主な経歴及び現職）
- (9) 地域密着型サービス評価の向上又は適正な実施を目的として県が行う調査等に協力すること。

#### （評価調査者に関する基準）

第4条 評価機関が配置すべき評価調査者は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 評価調査者は、県又は県知事が指定する法人が実施する評価調査者養成研修を修了し、必要な継続研修を受講している者であること。ただし、他の都道府県又は指定する法人において実施された調査員養成研修又は関連の研修（認知症介護実践研修（旧実務者研修を含む）、介護相談員養成研修等）を既に修了した者にあつては、カリキュラムの全部又は一部が重複している場合には、県の判断により、当該部分を受講していなくてもこの条件を満たしたものとして取り扱うものとする。
- (2) 第4章の規定に基づき県が公表する名簿に登載されている者であること。
- (3) 評価機関は所属する評価調査者に、評価調査者自らが関係する事業者の評価を行わせないこと。

#### （評価審査委員会に関する基準）

第5条 必要に応じて評価機関が設置する評価審査委員会は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 評価審査委員会は、認知症介護に関する学識経験者、事業者、認知症高齢者等の家族の代表者等の各区分から広く選出した委員3名以上をもって組織しなければならない

い。

- (2) 評価機関の代表者や理事、役員又はこれら以外で雇用関係にある者が含まれていないこと。

(認証の申請)

第6条 第2条の認証を受けようとする法人は、次の各号に掲げる書類を添付して、地域密着型サービス外部評価機関認証申請書(様式1)を県に提出し、その審査を受けなければならない。

- (1) 法人の定款、寄附行為等及び法人登記簿の謄本(交付後6か月以内のもの。写しで可。)
- (2) 当該年度の法人の事業計画書及び収支予算書
- (3) 前年度の法人の決算書
- (4) 役員名簿(氏名、役職名、現職(他の団体の職員等である場合は所属・役職を含む。)を明記。)
- (5) 地域密着型サービス評価事業の実施に関する誓約書
- (6) 会員等状況届出書
- (7) 評価審査委員会を設置する場合は、委員名簿及び各委員の就任承諾書
- (8) 所属外部評価調査者名簿
- (9) 評価手数料及びその算定根拠
- (10) 倫理規定(守秘義務に関する規定を含む。)
- (11) 評価に関する異議や苦情の申立窓口及び責任者の氏名
- (12) 外部評価業務実施契約書の様式
- (13) その他必要な書類

2 長野県福祉サービス第三者評価機関認証実施要領に基づき県が認証した福祉サービス第三者評価機関が認証の申請を行う場合は、前項の各号に規定する書類のうち、(4)、(10)及び(11)の書類の提出を省略することができるものとする。ただし、福祉サービス第三者評価機関認証時に添付した書類の内容と異なる場合は、提出しなければならない。

(認証の通知)

第7条 県は、評価機関として認証した場合は、当該法人に対して長野県地域密着型サービス外部評価機関認証通知書(様式8)を交付する。

2 県は、評価機関を認証しないときは、申請のあった法人に長野県地域密着型サービス外部評価機関不認証通知書(様式9)を交付する。

(変更の届出)

第8条 認証を受けた評価機関は、第6条で規定する申請書に記載する事項及び申請書に

添付した書類の内容に変更が生じた場合は、変更の事由が発生した日から1月以内に、長野県地域密着型サービス外部評価機関認証時申請内容変更届（様式10）に必要な書類を添付し、変更内容を県に届け出なければならない。

（認証の辞退）

第9条 評価機関は、認証後に、評価事業を廃止しようとするとき又は認証を辞退しようとするときは、速やかに長野県地域密着型サービス外部評価機関認証辞退届（様式11）を県に提出しなければならない。

2 県は、当該届出を受理したときは、管内における事後の外部評価が円滑に行われるよう、必要な手当を行うものとする。

（報告及び調査）

第10条 県は、認証基準等が遵守されているかどうかを確かめるため必要があると認めるときは、評価機関に対し、必要な報告を求め、又は調査を行うことができる。

（改善命令）

第11条 県は、評価機関が、認証基準等が遵守されておらず、又は当該評価機関の運営が適正を欠くと認められるに至ったときは、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

2 県は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を県ホームページ上で公表することができる。

（認証の取消）

第12条 県は、評価機関が次の各号のいずれかに該当する場合、必要に応じて調査等を行い、認証を取り消すことができるものとする。

(1) 第10条の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、同条の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

(2) 前条の命令に従わない場合

(3) 不正な行為を行なう等評価機関としてふさわしくないと認められる場合

(4) 一定の期間評価実績がない場合

(5) 第8条の規定による書類の提出を怠り、若しくは虚偽の提出をした場合

(6) 認証した評価機関が、不正の手段により第2条の認証を受けた場合

2 県は、評価機関の認証を取り消したときは、長野県地域密着型サービス外部評価機関認証取消通知書（様式12）を交付する。

（認証した評価機関等の公表）

第13条 県は、第2条の規定に基づき評価機関を認証したときは、県ホームページで公表するとともに、当該評価機関の詳細情報をWAM NETに掲載する。

2 県は前条の規定に基づき評価機関の認証を取消したときは、県ホームページで公表するとともに、WAM NETに掲載の当該評価機関の情報を削除する。

(評価機関の活動情報の報告)

第14条 評価機関は、事業者と評価契約を締結した場合は、当該年度における当該月末日現在の契約状況を長野県地域密着型サービス外部評価事業評価契約締結報告書(様式13)により、翌月の10日までに県に報告すること。

2 評価機関は、当該年度終了後速やかに長野県地域密着型サービス外部評価事業実施状況報告書(様式14)を県に提出すること。

3 前項実施状況報告書について、県が必要に応じて公表することを承諾すること。

### 第3章 地域密着型サービス外部評価調査者養成等研修

(研修の種類)

第15条 評価調査者に対する研修は、評価調査者養成研修(以下「養成研修」という。)及び評価調査者継続研修(以下「継続研修」という。)の2種類とする。

(養成研修)

第16条 県又は県知事が指定した者(以下「指定研修機関」という。)は評価調査者の養成のために、県が受講承認した者を対象に、評価の実施に必要な知識や手法等を習得させるための養成研修を行う。

2 養成研修の標準となるカリキュラムは、別表1のとおりとする。

(継続研修)

第17条 県又は指定研修機関は、養成研修修了者に対して、評価業務を継続的に実施するために必要となる知識等の付与及び資質の向上を図るために、継続研修を行う。

2 継続研修の標準となるカリキュラムは、別表2のとおりとする。

(研修の実施)

第18条 研修は、県が適当と認めた者を講師として実施する。

2 県又は指定研修機関は、研修に係る実費(資料代等)について、受講者に負担を求めることができる。

3 研修のカリキュラム、開催回数、開催時期及び受講定員は、年度ごとに県が定める。

4 県は、養成研修を実施する場合は、県ホームページ等により、研修の案内を行う。

(研修の修了)

第 19 条 受講者は、1 回の研修で定められたカリキュラムのすべてを履修しなければならない。

- 2 災害等により交通手段が途絶した場合などやむをえない事由により研修の一部を受講できなかった受講者については、その者の受講状況を踏まえ、評価業務の実施に支障がないと認められる場合は、研修の修了について配慮する。
- 3 養成研修については、研修終了時に評価業務の実施能力に関する判定を行い、その能力が認められた者を研修の修了者とする。

(修了証の交付)

第 20 条 県は、研修の修了者に、研修修了証を交付する。

(指定研修機関)

第 21 条 県は、指定研修機関の指定を行うにあたっては、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならないとする。

- (1) 評価調査者が所属する評価機関を運営する法人以外の法人であること。ただし、評価調査者が所属する評価機関を運営する法人であって、研修を実施する部署と外部評価を実施する部署とが独立した関係にあるなど、研修の実施状況を客観的に確認することができると県知事が認める場合には、この限りではない。
  - (2) 講師、会場等の研修体制及び事務処理体制が確保されていること。
  - (3) 会計帳簿、決算書類等が整備されているとともに、適切な経理処理がおこなわれていること。
  - (4) 研修修了者名簿等を継続的に管理する体制が確保されていること。
- 2 指定研修機関は、次に掲げる各号について適切に行わなければならない。
- (1) 研修受講者に研修内容等を明示するため、研修実施要項を定めること。
  - (2) 研修の受講状況等を把握し、保存すること。
  - (3) 事業運営上知り得た研修受講者に係る秘密の保存については、厳格に行うこと。
  - (4) 演習等において知り得た個人の秘密の保持について厳格に行うとともに、研修受講者に対しても、この点につき十分に留意するよう指導すること。

#### 第 4 章 地域密着型サービス外部評価調査者名簿

(名簿の定義)

第 22 条 県は、県又は指定研修機関が実施する評価調査者養成研修を修了した者の一覧表を作成し、当該一覧表を名簿として管理する。

(名簿への登載)

第23条 養成研修を修了し、評価調査者養成研修修了証を交付された者は、主として所属する評価機関（以下「主たる所属評価機関」という。）と従として所属する評価機関（以下「従たる所属評価機関」という。）の2つの評価機関まで所属することができるものとする。

- 2 主たる所属評価機関からの所属外部評価調査者名簿（主たる所属外部評価調査者用）（様式6-1）の提出をもって、名簿に登載するものとする。ただし、認証申請中の法人に所属する者については、当該法人の認証を持って名簿に登載するものとする。
- 3 評価調査者養成研修修了証の発行から1か月以内に主たる所属評価機関から所属外部評価調査者名簿（主たる所属外部評価調査者用）（様式6-1）の提出がない場合には、当該修了証の効力を無効とする。ただし、認証申請中の法人に所属する者については、この限りではない。

(名簿への登載事項)

第24条 名簿への登載事項は、評価調査者氏名、評価調査者養成研修修了者番号、資格、主な経歴、現職、担当分野（福祉サービス分野、組織運営管理分野）、主たる所属評価機関名、従たる所属評価機関名及び評価の実績件数とする。

(公表)

第25条 県は、名簿を県ホームページで公表する。ただし、評価調査者氏名は、個人情報保護の観点から公表しない。また、経歴及び現職は、他の情報と照合することにより当該評価調査者を識別することができないように匿名化をし、公表するものとする。

(主たる所属評価機関名の表示)

第26条 主たる所属評価機関が認証の有効期限を過ぎても再度認証申請を行わない等により、主たる所属評価機関がない場合には、「主たる所属評価機関なし」と表示する。ただし、新たな主たる所属評価機関からの所属外部評価調査者名簿（主たる所属外部評価調査者用）（様式6-1）の提出をもって、当該欄に「主たる所属評価機関」を表示する。

(名簿への登載事項内容の変更)

第27条 主たる所属評価機関又は従たる所属評価機関からの所属評価調査者の変更等に伴う所属外部評価調査者名簿（主たる所属外部評価調査者用）（様式6-1）の提出をもって、名簿への登載事項内容を変更する。ただし、評価の実績件数は、主たる所属評価機関及び従たる所属評価機関からの「長野県地域密着型サービス外部評価事業実施状況報告書」（様式14）の提出をもって、名簿への当該登載事項内容を変更する。

(名簿からの削除)

第 28 条 次の各号のいずれかに該当する場合、県は当該評価調査者を名簿から削除する。

- (1) 不正の手段によって、評価調査者養成研修を修了し、名簿に登載されている場合。
- (2) 当該評価調査者からの削除の申し出及び主たる所属評価機関からの所属評価調査者の変更に伴う所属外部評価調査者名簿（主たる所属外部評価調査者用）（様式 6 - 1）の提出があった場合。
- (3) 正当な理由なく、必要な継続研修を受講していない場合。
- (4) 評価の実績がないか又は著しく少ない場合で、名簿から削除することが適当と判断される場合。
- (5) 第 12 条第 1 項第 3 号に規定する「不正な行為」と同様の行為を行ったと判断される場合。
- (6) 「主たる所属評価機関なし」が表示され、その期間が 1 年を超えた場合。

2 県は、前項第 1 号の規定に基づき、当該評価調査者を名簿から削除したときは、所属評価機関にその旨を通知する。

3 県は、第 1 項第 3 号から第 6 号の規定に基づき、当該評価調査者を名簿から削除したときは、当該評価調査者及び所属評価機関にその旨を通知する。

(名簿への再登載)

第 29 条 一度名簿から削除された者が、再度名簿への登載を希望する場合には、評価調査者養成研修を再受講するものとする。ただし、前条第 1 項第 1 号又は第 5 号の規定に基づき削除となった者は、その抹消の日から 2 年間を経過しなければ、再受講できないものとする。

(名簿登載の特例)

第 30 条 平成 23 年 3 月 31 日現在において、長野県福祉サービス第三者評価調査者名簿に登載されている評価調査者のうち、対応可能な評価分野に地域密着型サービスが含まれている者は、地域密着型サービス外部評価に係る養成研修を修了した者としてみなし、主たる所属評価機関からの所属外部評価調査者名簿（主たる所属外部評価調査者用）（様式 6 - 1）の提出をもって、名簿に登載するものとする。

附 則

この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 27 年 8 月 28 日から施行する。